

都留市教育大綱策定方針（案）

1 策定の趣旨

地方公共団体の長（以下「首長」という。）は、地域の民意を代表する立場であるとともに、教育行政に関して教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行権や条例提案権などの重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との関わりも深く、この意味でも首長と教育委員会との連携の強化が求められている。

このような中、平成27年4月1日から改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地方教育行政法」という。）において、首長に教育大綱（以下「大綱」という。）の策定が義務付けられたが、これは、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策に対し、地域住民の意向をより一層反映させるとともに、総合的な推進を図ることを目的としているためである。

本市においては、県立臨時教員養成所を端緒とする現在の公立大学法人都留文科大学を生み育ててきた教育文化的風土を兼ね備えており、これから未来に向かってこれを着実に深化発展させ、次世代に引き継ぐことが、本市の教育行政の優位性を高めていくことになる。

このようなことから、地方教育行政法において義務付けされた大綱については、これら本市における教育行政の優位性と課題等を踏まえた上で、教育政策の方向性を明確化するために策定するものとする。

参考

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

【教育基本法】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 基本的な考え方

- (1) 大綱は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、本市の教育課題、教育環境等の独自性を踏まえ、本市の実情に応じて定めるものとする。
- (2) 市教育委員会において、国の教育振興基本計画を参酌した都留市教育振興基本計画（計画期間：平成 27 年度から平成 31 年度）を定めているが、この計画の目標や施策の根本となる方針が大綱に該当するものと位置付けることができることから、本市では、この計画を基準に据えて大綱を策定するものとする。
- (3) 大綱が対象とする期間は、市長の任期（4 年）や国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることなどを考慮し、4～5 年程度の期間を想定するものとする。
- (4) 大綱に関しては、教育行政に混乱が生じることがないようにするため、都留市総合教育会議において市長と教育委員会が十分に協議・調整を尽くして策定するものとする。

参考

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について】

（26文科発第490号 平成26年7月17日通知）

第3 大綱の策定について

(3) 地方教育振興基本計画その他計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

3 都留市教育大綱策定スケジュール

6月2日	総合教育会議運営要綱（案）及び都留市教育大綱策定方針（案）を企画会議付議
6月29日 （教育委員会会議開催日）	<u>第1回都留市総合教育会議</u> ・総合教育会議運営要綱（案）について ・大綱策定方針（案）について
7月上旬～10月中旬	大綱（素案）の検討（県、他市等の動向調査）、作成 第6次長期総合計画基本構想等との調整
10月12日	新教育長就任

10月中旬 (教育委員会議開催日)	<u>第2回都留市総合教育会議</u> <ul style="list-style-type: none"> ・大綱(素案)について協議 ・長期総合計画における教育分野に関すること ・新年度予算に関すること
10月中旬	パブリック・コメント準備 <ul style="list-style-type: none"> ・企画会議付議(10/20) ・制度運用委員会報告 ・10月号広報、市ホームページ掲載準備(9/10まで)
10月21日	パブリック・コメント実施(10/21～11/20)
11月20日～	パブリック・コメントの意見を反映(素案⇒案)
11月下旬 (教育委員会議開催日)	<u>第3回 都留市総合教育会議</u> <ul style="list-style-type: none"> ・大綱の提示